

後期高齢者医療の被保険者の皆様へ（令和3年度分）

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が少なくなった方へ**保険料減免**又は**徴収猶予**の制度があります

【保険料減免】

- ①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者（◇）が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
⇒ **保険料を全額免除**
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者（◇）の収入減少^(※)が見込まれる世帯の方
⇒ **保険料の一部を減免**

◇世帯の主たる生計維持者とは、世帯主または後期高齢者医療制度の被保険者に限ります。

※保険料が一部減免される具体的な要件（次の要件すべてに該当）

世帯主について

- (1) 事業収入、給与収入、不動産収入または山林収入の種類ごとに見た令和3年の収入のいずれかが、令和2年に比べて**10分の3以上減少する見込み**であること。
- (2) 令和2年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和2年の所得の合計額が400万円以下であること。

注：申請にあたっては、令和3年1月～申請月前月までの収入を証明する書類（給与明細書や帳簿等）が必要となります。

- **保険料の減免額は、減免対象の保険料額（A×B / C）に、令和2年の所得の合計額に応じた減免割合（D）をかけた金額です。**

減免対象の保険料額（A×B / C）

所得の合計額に応じた減免割合（D）

A:当該被保険者の保険料額

300万円以下の場合 : 全部(10分の10)

B:世帯主の減少が見込まれる収入にかかると令和2年の所得の合計額

400万円以下の場合 : 10分の8

C:世帯主及び世帯の被保険者全員の令和2年の所得の合計額

550万円以下の場合 : 10分の6

750万円以下の場合 : 10分の4

1,000万円以下の場合 : 10分の2

◇世帯主の事業等の廃止や失業の場合には、令和2年の所得の合計額にかかわらず、減免割合が全部となります。

○ 減免の対象となる保険料

令和3年度分の保険料において令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料

◆詳しくは広島県後期高齢者医療広域連合又はお住いの市町にお問い合わせください。

【徴収猶予】

- ①新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
- ②納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合
- ③納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合
- ④納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合 等

◆詳しくはお住いの市町にお問い合わせください。